



2023年12月12日

各位

会社名 GFA株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号: 8783)

問合せ先 経営企画部 部長 高土 隼人
(TEL 03-6432-9140)

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並び に行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、2023年12月12日開催の当社取締役会において、Seacastle Singapore Pte Ltd.（以下、「Seacastle」といいます。また、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）及び山内規之（以下、「山内氏」といいます。また、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）、景祥針織有限公司（以下、「景祥針織」といいます。また、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第12回及び第13回新株予約権（以下、それぞれ「第12回新株予約権」「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）、並びに割当予定先との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の締結を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債>

(1)	払込期日	2023年12月28日
(2)	新株予約権の総数	21個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債1個につき50,000,000円 (各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。) 本新株予約権付社債に係る新株予約権（以下「本転換社債新株予約権」といいます。）については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4)	当該発行による潜在株式数	20,588,235株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は26円であり、本新株予約権付社債が下限転換価

		額で全て転換された場合における交付株式数は 40,384,615 株です。
(5)	資金調達額	1,050,000,000 円
(6)	転換価格及びその修正条項	<p>当初転換価額：1株当たり 51 円</p> <p>当初転換価額は、2023 年 12 月 12 日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。</p> <p>転換価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、修正日にかかる修正後の転換価額が 26 円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の 50%に相当する金額の小數以下の端数を切り上げた金額）（以下「下限転換価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当方法により、以下のとおり割当てる。</p> <p>景祥針織有限公司 500,000,000 円（額面 50,000,000 円の本社債 10 個）</p> <p>Seacastle Singapore Pte Ltd. 300,000,000 円（額面 50,000,000 円の本社債 6 個）</p> <p>山内規之 250,000,000 円（額面 50,000,000 円の本社債 5 個）</p>
(8)	利率及び償還期日	<p>年率：本社債には利息を付しません。</p> <p>償還期日：2025 年 12 月 26 日</p>
(9)	償還価額	各本新株予約権付社債の金額 100 円につき 100 円
(10)	その他	<p>① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権付社債に係る割当契約（以下「新株予約権付社債割当契約」といいます。）において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量制限が定められる予定です。当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により各割当予定先が取得することとなる合算した株式数が 2023年12月12日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合 における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換（以下「CB制限超過行使」といい、後に定義する「新株予約権制限超過行使」を含みます。）を割当予定先に行わせません。割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、CB 制限超過行使を</p>

		<p>行うことができません。また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ、当該転換がCB制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。割当予定先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間でCB制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p> <p>② 当社が割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の本割当契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権付社債を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本割当契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p> <p>③ 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。</p>
--	--	--

<第12回新株予約権>

(1)	割当日	2023年12月28日
(2)	発行新株予約権の総数	294,118個
(3)	発行価額	1個当たり93円(総額27,352,974円)
(4)	当該発行による潜在株式数	29,411,800株(新株予約権1個につき100株)
(5)	資金調達の額	<p>1,527,354,774円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権発行分 27,352,974円 ・新株予約権行使分 1,500,001,800円 <p>発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照ください。(注)</p>
(6)	行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額51円</p> <p>当初行使価額は、2023年12月12日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)と同額であります。</p> <p>行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日(但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)(以下「修正日」)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が26円(本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小數以下の端数を切り上げた金額)(以下「下限行使価額」といいます)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p>

(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当方法により、以下のとおり割当てます。 Seacastle Singapore Pte Ltd. 294,118 個
(8)	新株予約権の行使期間	2023 年 12 月 29 日から 2025 年 12 月 26 日
(9)	その他	<p>① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権に係る割当契約（以下「新株予約権割当契約」といいます。）において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2023年12月12日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「新株予約権制限超過行使」といい、先に定義した「CB制限超過行使」を含みます。）を割当予定先に行わせません。割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、新株予約権制限超過行使を行うことができません。また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものと</p> <p>② します。なお第13回新株予約権の行使については新株予約権制限超過行使の合算対象外となります。</p> <p>③ 当社が割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の本割当契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権付社債を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本割当契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p> <p>④ 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。</p>

(注) 第 12 回本新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る調達資金の額は、第 12 回本新株予約権及び第 13 回新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての第 12 回本新株予約権及び第 13 回新株予約権が行使されたと仮定して算出した新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（112,327,688 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

< 第 13 回新株予約権 >

(1)	割当日	2023 年 12 月 28 日
(2)	発行新株予約権の総数	97,826 個（1 個につき 100 株）

(3)	発行価額	1個当たり73円（1株につき0.73円）
(4)	当該発行による潜在株式数	9,782,600株
(5)	資金調達の額	457,140,898円 （内訳） ・新株予約権発行分 7,141,298円 ・新株予約権行使分 449,999,600円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。（注）
(6)	行使価額	1株につき46円
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当方法により、以下のとおり割当てます。 Seacastle Singapore Pte Ltd. 97,826個
(8)	新株予約権の行使期間	2023年12月29日から2025年12月26日
(9)	その他	① 金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

（注）第12回本新株予約権及び第13回新株予約権本新株予約権に係る調達資金の額は、第12回本新株予約権及び第13回新株予約権本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権第12回本新株予約権及び第13回新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第12回本新株予約権及び第13回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（112,327,688円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、連結子会社12社、持分法適用会社4社の計16社で構成されており、金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及び運送事業を主な事業として取り組んでおり、単に事業規模の拡大を目指すのではなく、常に顧客にとって最良の金融サービスを提供していくことで、顧客ならびに市場から評価され信頼される金融サービス会社として企業価値を高めていくことを目指しております。

当社グループは、金融サービス事業・サイバーセキュリティ事業・空間プロデュース事業・ゲーム事業・運送事業の5事業の調和のとれた拡大を目指します。

金融サービス事業は、当社の祖業でありファイナンシャル・アドバイザー事業・経営投融資事業・不動産投資事業を中心に行ってまいりましたが、社会的要請及び時代の方向性に即するために、一歩先の動きを見据えた事業展開を進めていく必要があると考えています。既存の事業にとどまらず太陽光発電による売電や新たに事業譲受した脱毛サロンの展開など多岐にわたったサービスを提供していきます。

サイバーセキュリティ事業は、子会社化を通して参入して4年半が経過し、ようやく事業基盤が整ってまいりました。サイバーセキュリティ業界は、まさに日進月歩の業界であり、製品・技術力、そして信頼が重要な鍵をにぎります。主軸となるサイバーセキュリティ商品の販売に加え、就労支援事業のFC展開やBPOサービス事業による新規事業の拡大に努めてまいります。

空間プロデュース事業は、子会社化を通して算入して3年が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きな事業であり、今期はこれからいかに立ち直るかが課題となっています。アフターコロナによるインバウンド事業の回復・再拡大に応じた新たなサービ

スや集客方法等の再生に向けた努力を継続し、当社グループの主力事業へと発展させてまいります。

ゲーム事業は、世界的な通信網の拡大やスマートフォンの普及を背景に、急速なグローバル化を見せております。空間プロデュース事業における NFT 販売やクレーンゲーム事業を中心に、多くのファンの獲得とともに顧客に喜ばれるサービスの提供に努めてまいります。

運送事業は、EC 貨物の増加を背景に長期的な成長が予想されております。増加する需要に対する人員の確保・教育に注力し、駐車場の貸出し等の安定的な収益獲得に加え、チャーター便・貸切配送便・ハンドキャリー・倉庫保管、医療品輸送など多様なサービスを提供してまいります。

当社グループのこのような事業活動の結果、2023 年 3 月期連結会計期間末の業績は売上高 2,353,302 千円（前年同期比 96.6%増）となり、経常損失 2,068,191 千円（前年同期は 721,491 千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失 2,254,363 千円（前年同期は 1,160,201 千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

このような結果を受け、当社グループが優先的に対処すべき課題は、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化です。誠に遺憾ながら 2023 年 3 月期連結会計期間において、2,254,363 千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至りました。さらに 2024 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間末における現金及び預金残高は 392,861 千円となり、2023 年 3 月期連結会計期間末と比べ 479,049 千円減少しました。2024 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間末における純資産合計は 233,368 千円となり、2023 年 3 月期連結会計期間末と比べ 1,080,325 千円減少しました。これは主に、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ 156,588 千円増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失 1,398,903 千円を計上したことなどによるものであります。この結果、自己資本比率は 3.0%（前連結会計年度末は 21.8%）となりました。

2022 年までの新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしており、2023 年 3 月期連結会計期間は、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。また、2024 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間も、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、資金繰りに懸念も生じております。

これらの状況により、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。当社グループでは、このような状況を解消するために、前連結会計年度に第三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権の発行による資金調達を行いました。当連結会計年度において株価低迷により想定された資金調達が進んでおらず、今後の事業資金の確保を他調達方法も含めて、別途模索・検討も進めております。エクイティ・ファイナンスで調達した資金により M&A によるグループの主軸となる事業の育成を企図し、優良な法人や事業の取得および上場企業を含む事業会社へのエクイティあるいはデッド投資による収益化なども実施してまいります。また、アフターコロナにおいては社会の正常化が進むなかで、グループ内の既存事業も復調してきており、積極的な営業活動の強化を一層に進めてまいります。

また、財務状況の改善に向け 2022 年 8 月 3 日付「第三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下、「第 10 回増資」といいます。）の適時開示においてお知らせのとおり、322,034 個の新株予約権を発行し現時点で 227,103 個の新株予約権の行使が行われております。

また、行使の内訳は景祥針織有限公司が 20,800 個、山内規之氏が 97,506 個、株式会社 DAN が 17,475 個、プリベントメディカル株式会社が 75,172 個、TB1 株式会社が 16,150 個をそれぞれ行使しております。

なお、これまでに運転資金に 473 百万円、当社における借入金返済資金に 310 百万円、M&A における取得資金及び当該取得初期における運転資金に 1,262 百万円、販売用不動産仕入資金に、321 百万円、債権買取スキーム投資資金に 140 百万円、子会社 GFIFOODS 株式会社への事業投資資金に 62 百万円、営業貸付金資金に 150 百万円充当しております。充当額の大部分が、2023 年 3 月までに行使されたものであります。2023 年 5 月 15 日付「2023 年 3 月期 決算短

信〔日本基準〕(連結)」の適時開示において開示のとおり、当社グループ連結で2,254百万円の当期純損失を計上するなど厳しい結果となっております。

第10回増資により資金調達をいたしました。2023年2月13日付「営業外収益、営業外費用及び特別損失の計上と通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の適時開示のとおり、当社が一部事業譲受した事業において取得直後の美容脱毛サロン店舗スタッフ人員の確保に伴う費用、賃料等の店舗運営費用及び施術用の消耗品費用などの販売費及び一般管理費が負担となる一方で、従前の顧客への救済としての無償のサービス提供などのコスト負担と、取得当初にはキレイモ事業の著しいレピュテーションの低下の影響と従前の無償施術対象者の予約が多数を占めることとなること、2022年10月1日以降に契約した当社の新規顧客の獲得及び施術の実施による売上の確保のハードルは高かったこと、大々的な広告展開を実施することも顧客感情を逆なでする懸念もあったため、そのような環境下における新規顧客の獲得は容易ではないことから、販売費及び一般管理費の負担増をカバー出来ず赤字幅が増大する結果となっております。第10回増資により取得資金は、使途に沿うように使用しておりますが、行使の状況やM&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金や運転資金で不足資金を借入により補う状況下にありました。2023年4月以降は、2023年2月中旬から有償化を実施した効果により、一定程度の売上は改善しておりますが、当該事業の黒字化には至っておらず、また、株価低迷により第10回新株予約権の行使が想定通りに進まず、借入返済について期間延長や借換を行うなど資金繰りは厳しい大状況となっております。

このような財務状況のさらなる改善に向け、2023年8月14日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」の適時開示にてお知らせのとおり、合同会社Happy horseに対し、1,470,500株の新株式を発行し、99,994,000円を調達し、当社の借入金の返済に充当しておりますが、依然として財務体質及び資金繰りには不安定な状況が継続しております。

この現状を真摯に受け止め、早急にグループ全体での収益基盤の安定化が必要であると考えております。また、新たな事業として2023年4月3日付でオンラインクレーンゲーム事業を運営するクレーンゲームジャパン株式会社を完全子会社化し、グループの新たな収益基盤とすべく、事業の拡大に向けて取り組んでおり、今後、中長期的には当社グループの収益拡大・利益獲得に貢献するものと考えております。また、2023年10月25日付「ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」の適時開示においてお知らせのとおり、同社の弁護士保険商品の販売を共同事業として取り組んでいきます。すでに当社による被保険者に対する弁護士費用等の初期費用の融資・立替も数件実施されています。

また、美容脱毛サロンを運営するキレイモ事業部を立ち上げ、社会の様々なニーズに応えるべく取り組んでおりますが、2023年11月30日付「(開示事項の経過)美容脱毛サロン事業の譲渡に関する基本合意のお知らせ(事業譲渡本契約の締結(最終合意))」において開示のとおり、株式会社ミュゼプラチナムへ事業譲渡を行っております。事業譲渡後、株式会社ミュゼプラチナムと当社は協力的な協業体制を築いていく目的からキレイモの店舗運営実務を担う当社関連会社の株式会社エピソードが継続して店舗運営業務も委託されます。その業務委託の対価として、株式会社ミュゼプラチナムより従業員給与を中心とする固定費に一定の割合を上乗せする形で業務委託費を受けることとなり、収益改善も見込まれます。また、当社グループの経営アセットを活用し、美容脱毛サロンとの様々なコラボレーションを実施していくことで、当社グループを含む事業への利益貢献に尽力することが可能となるものと考えております。

なお、美容脱毛サロン事業に関しては、2022年9月28日付「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」において開示のとおり、美容脱毛サロン事業を一部譲受したことが事業立ち上げの背景にあります。取得に至る以前において、当社は株式会社ヴィエリスから割賦債権を2022年5月25日及び2022年5月30日に取得しております。そのなかで、株式会社サクシード(東京都港区西新橋三丁目13番7号 VORT 虎ノ門 south11階、代表取締役 高田 朋宏)に対して2023年7月25日付で譲渡債権請求の訴訟提起を行っております。

現在、訴訟中につき本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行って

まいりますが、本件はヴィエリスの顧客に対して個別信用あっせん的一种である「サクシードクレジット」を提供しており、ヴィエリスは顧客がこのサクシードクレジットを利用した場合にサクシードから立替払いを受けられるところ、当社がヴィエリスからこの立替払いの未払い分等について債権譲渡を受けたためサクシードにその支払いの請求をしたところ、一部支払いを拒否されたことから、その支払いを求めるものとして本訴に踏み切るに至っております。

当社グループはこれらの既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。このように新規事業への取り組みを進めながら、持続的な経営の早期安定化のため、新たな資金調達を必要としており、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保を行うため、下記「本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途」及び「本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり資金を必要としており、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。本新株予約権付社債、本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権付社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先に対して、発行価額総額1,050,000,000円の本新株予約権付社債を発行することを予定しております。当社は、払込日時点で1,050,000,000円の資金調達を実現することができ、その後当社株価が当初転換価額である51円を上回って推移したタイミングで割当予定先による転換が進み、資本の拡充が行われることを企図しております。

本転換価額は、下限転換価額を26円として修正される可能性があります。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を約2年間とする本新株予約権を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

第12回新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は29,411,800株です。本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。第12回新株予約権は割当日の翌取引日以降、毎週金曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%行使価額に修正されます。行使価額修正条項を付することにより、株価上昇に伴う調達資金増額の余地をより大きく確保することが可能となるとともに、株価下落時に必要最低限の資金調達を行う余地を確保することができます。

第13回新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は9,782,600株です。本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。第13回新株予約権は本新株予約権の当初行使価額は固定であり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「<本資金調達方法のメリット>」、「<本資金調達方法のデメリット>」及び「<他の資金調達方法との比較>」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

①公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

②株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

④新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフエリング）

いわゆるライツ・オフエリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフエリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフエリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフエリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフエリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフエリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

⑤社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、金融機関による社債又は借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。本新株予約権付社債による資金調達も、一時的には全額負債として計上されますが、新株予約権付社債による資金調達手法は、新株予約権が行使された限度で資本性の資金となることから、その限度で財務健全性への影響の軽減が期待されます。また、今回の資金調達目的となる運転資金においては、当社の長期的な成長を図ることを前提とした資本性調達が適していることを考慮し、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

①金利コストの低減

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

②当初における一定の資金の調達

本新株予約権付社債の発行により、本新株予約権付社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

③取得条項

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権付社債権者及び本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。

将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合においても希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤譲渡制限

割当予定先との間で締結する本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る割当契約（以下「本割当契約」といいます。）において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権付社債及び本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本割当契約において譲渡制限が付される予定であり、原則として当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<本資金調達方法のデメリット>

①一時的な負債比率上昇

本新株予約権付社債につき、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

②不特定多数の新規投資家からの資金調達不可

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

③株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権につき、株価が長期的に当初行使価額を下回る場合においては、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

④割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

以上のように引受先の選定を経て、割当予定先に本新株予約権付社債及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,034,495,672	112,327,688	2,922,167,984

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税等約21,000,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）（以下「TFA」といいます。）に対する新株予約権の算定費用4,250,000円、同社への有価証券届出書等作成支援費用2,500,000円、調査費用、弁護士費用、印刷会社費用その他として4,620,340円、株式会社Day one partners（東京都千代田区神田和泉町一丁目6番16号 代表取締役 伊東快）に対する割当予定先の紹介手数料及びフィナンシャル・アドバイザー費79,957,348円の総額を見込んでおります。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総

額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

＜本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	300 百万円	2023 年 12 月～2024 年 3 月
②当社における借入金返済資金	750 百万円	2023 年 12 月～2024 年 1 月
計	1,050 百万円	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

＜新株予約権（第 12 回新株予約権、第 13 回新株予約権）の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
② 当社における借入金返済資金	550 百万円	2023 年 12 月～2024 年 10 月
③ 当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済	350 百万円	2023 年 12 月～2024 年 12 月
④ 弁護士保険事業の実施のための準備資金	100 百万円	2023 年 12 月～2025 年 12 月
⑤ 大口顧客に対する営業貸付金資金	870 百万円	2023 年 12 月～2025 年 10 月
計	1,870 百万円	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 調達資金は、上記、記載の順に充当する予定です。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

①運転資金

当社グループで運営する経営投融资事業において美容脱毛サロン事業を展開しておりますが、同事業の収益構造の性質上、店舗スタッフ人員確保に伴う費用、賃料等の店舗運営費及び運転資金の負担が現状は先行していることが主な原因として、当社グループは 2024 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間において、△1,316 百万円の経常損失を計上しており、依然として赤字収支を継続しております。

そのため、資金繰りにおいては、以下、2023 年 12 月～2024 年 3 月までの期間において、キャッシュフロー上では赤字を見込んでおります。そのため、当社グループの運転資金の補填として、本第三者割当により調達した資金 300 百万円を充当することを予定しております。

②当社における借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち 1,300 百万円については、当社の資金繰りを鑑み、当社の返済は困難と予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金（短期借入金残高の全額及び当該借入金の未払利息）の返済に充当いたします。な

お、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費を抑える方針で返済を予定しております。

なお、返済の順序につきましては、以下の並び順にて予定しております。予定する返済先に関して返済期日から新たに借り換えを行うなどの場合には、借り換えた先の返済に充当していきます。下記、借入金の「利息残高」に関しては、2023年11月30日時点での借入残高に2023年11月30日時点の利率を掛けて算出した金額になります。

1) 借入金 (215 百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年6月3日
最終返済期日	2023年1月16日
当初借入金額	275百万円
利率	3%
2023年11月30日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	215百万円(60百万円は返済しております。)

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておらず、返済出来ておりませんので改めて資金使途としております。

2) 借入金 (100 百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年6月28日
最終返済期日	2024年1月11日
当初借入金額	100百万円
利率	15%
2023年11月30日利息残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	100百万円

3) 借入金 (80 百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年6月29日
最終返済期日	2024年1月12日
当初借入金額	80百万円
利率	15%
2023年11月30日利息残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	80百万円

4) 借入金 (60 百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年6月30日
最終返済期日	2024年1月12日
当初借入金額	60百万円

利率	15%
2023年11月30日利息 残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	60百万円

5) 借入金 (60百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年7月7日
最終返済期日	2024年1月19日
当初借入金額	60百万円
利率	15%
2023年11月30日利息 残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	60百万円

6) 借入金 (50百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2023年1月26日
最終返済期日	2024年1月8日
当初借入金額	50百万円
利率	12%
2023年11月30日利息 残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	50百万円

7) 借入金 (150百万円)

借入先	アークサービス株式会社 (代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2023年8月25日
最終返済期日	2024年1月30日
当初借入金額	150百万円
利率	15%
2023年11月30日利息 残高	3百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	150百万円

8) 借入金 (300百万円)

借入先	JFI株式会社 (代表取締役 藪田 晃彰)
借入実行日	2023年10月5日
最終返済期日	2023年11月30日 (期日延長予定で調整中)
当初借入金額	300百万円
利率	7%

2023年11月30日利息 残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	300百万円

9) 借入金 (50百万円)

借入先	T&P 税理士法人 (代表社員 税理士 豊崎 修)
借入実行日	2023年8月22日
最終返済期日	2024年1月31日
当初借入金額	50百万円
利率	10%
2023年11月30日利息 残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	50百万円

10) 借入金 (50百万円)

借入先	T&P 税理士法人 (代表社員 税理士 豊崎 修)
借入実行日	2023年8月29日
最終返済期日	2024年1月31日
当初借入金額	50百万円
利率	10%
2023年11月30日利息 残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	50百万円

11) 借入金 (100百万円)

借入先	株式会社リゾート&メディカル (代表取締役 山田 恭太)
借入実行日	2022年10月24日
最終返済期日	2024年3月29日
当初借入金額	100百万円
利率	13%
2023年11月30日利 息残高	4百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借 入残高	100百万円

12) 借入金 (100百万円)

借入先	株式会社リゾート&メディカル (代表取締役 山田 恭太)
借入実行日	2022年10月25日
最終返済期日	2024年3月29日
当初借入金額	100百万円

利率	13%
2023年11月30日利息残高	4百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	100百万円

③当子会社（アトリエブックアンドベッド株式会社）における借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち350百万円については、当社完全子会社のアトリエブックアンドベッド株式会社（所在地：東京都港区南青山二丁目2番15号代表取締役：根岸宏之）における新型コロナウイルスの影響を織り込んだ資金繰りを鑑み、当社子会社のアトリエブックアンドベッドのキャッシュ・フローからの返済は困難と予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金（短期借入金残高の全額及び当該借入金の未払利息）の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費を抑える方針で返済を予定しております。

なお、返済の順序につきましては、以下の並び順にて予定しております。予定する返済先に関して返済期日から新たに借り換えを行うなどの場合には、借り換えた先の返済に充当していきます。下記、借入金の「利息残高」に関しては、2023年11月30日時点での借入残高に2023年11月30日時点の利率を掛けて算出した金額になります。

1) 借入金（89百万円）

借入先	りそな銀行 （大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号、代表取締役 岩永省一）
借入実行日	2021年6月7日
最終返済期日	2024年4月30日
当初借入金額	95百万円
利率	1.47%（変動金利の為、変わる可能性もあります）
2023年11月30日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	89百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

2) 借入金（15百万円）

借入先	株式会社東日本銀行 （東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之）
借入実行日	2020年10月3日
最終返済期日	2024年4月25日
当初借入金額	40百万円
利率	1.4%
2023年11月30日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金

2023年11月30日借入 残高	15百万円
---------------------	-------

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

3) 借入金 (33百万円)

借入先	りそな銀行 (大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号、代表取締役 岩永省一)
借入実行日	2020年4月15日
返済期日	2030年3月31日
当初借入金額	40百万円
利率	1.5%
2023年11月30日利息 残高	3百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	33百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

4) 借入金 (27百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	32百万円
利率	0%(2023年5月29日以降は1.4%)
2023年11月30日利息 残高	2百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	27百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

5) 借入金 (24百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	30百万円
利率	0%(2023年5月29日以降は1.4%)
2023年11月30日利息 残高	2百万円
担保	なし

資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	24百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

6)借入金 (20百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	25百万円
利率	0%(2023年5月29日以降は1.4%)
2023年11月30日利息残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	20百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

7)借入金 (25百万円)

借入先	日本政策金融公庫 (東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー、総裁 田中一穂)
借入実行日	2020年5月27日
最終返済期日	2030年5月31日
当初借入金額	30百万円
利率	0.46%(3年経過後1.36%)
2023年11月30日利息残高	2百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	25百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

8)借入金 (15百万円)

借入先	日本政策金融公庫 (東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー、総裁 田中一穂)
借入実行日	2020年5月27日
最終返済期日	2030年6月30日
当初借入金額	17百万円
利率	1.36%
2023年11月30日利息残高	1百万円

担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	15百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

9)借入金 (59百万円)

借入先	株式会社商工組合中央金庫 (東京都中央区八重洲二丁目10番17号、代表取締役 関根正裕)
借入実行日	2020年5月18日
最終返済期日	2030年5月15日
当初借入金額	70百万円
利率	2.18%
2023年11月30日利息残高	8百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	59百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

10)借入金 (28百万円)

借入先	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、代表取締役 高島誠)
借入実行日	2018年10月1日
最終返済期日	2024年5月31日
当初借入金額	60百万円
利率	基準金利+1.0%
2023年11月30日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入残高	28百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

11)借入金 (28百万円)

借入先	株式会社オフィスミカ (東京都目黒区大岡山一丁目16番1号、代表取締役 永井美香)
借入実行日	2018年9月15日
最終返済期日	2025年7月25日
当初借入金額	85百万円
利率	3.0%

2023年11月30日利息 残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2023年11月30日借入 残高	28百万円

※当該借入は、第10回新株予約権の行使により返済する予定でしたが、株価の低迷により現在まで行使がなされておりません。月々の返済が一部進んでいるものの、完済は出来ておりませんので改めて資金使途としております。

④ 弁護士保険事業の実施のための準備資金

当社グループは社会や人の生活に必要な「金融」に関わる様々なニーズにお応えするため、証券・銀行・保険を中心に高いシナジーを発揮する商品やサービスを幅広く提供しております。

特に今後は保険商品へ注力すべく、2023年7月31日及び2023年8月30日で少額短期保険業を運営するブレイブ少額短期保険株式会社（東京都中央区日本橋小舟町9-18、代表取締役：梅溪 映）の株式の一部（14.2%）取得しております。同社が提供する法的トラブルの発生後に加入する保険として、被保険者に発生した法的トラブルを対象として、被保険者が弁護士に委任し権利保護の取組みを行ったものの、権利保護の一部または全部が図られず、金銭の面から見たときに、支出した権利保護費用が無駄払いとなる事実が発生した場合に、その無駄払いを被保険者が被った損害として補償する保険となり、2023年10月25日付「ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」の適時開示においてお知らせのとおり、同社の保険商品の販売を共同事業として行います。この保険提供は当社による被保険者に対する弁護士費用等の初期費用の融資・立替を組み合わせたサービスともなるため、訴訟にかかる弁護士初期費用1件あたり50～100万円程度が最も多いレンジと想定しており、今後の融資契約数も勘案して本融資に係る資金の確保として本第三者割当による調達資金のうち100百万円を充当します。

⑤ 大口顧客に対する営業貸付金資金

当社は、祖業として金融サービス事業を提供しており、様々な資金ニーズに応えるべく営業活動を行っております。しかしながら、当社はこれまで主に1,000万円～1億円のレンジの額面を小規模～中規模法人への融資をしておりますが、一部の貸付については、当初予定していた返済期日から延長を要望されることがあり、またその一部には期間を延長したものの返済の目途をつけられない貸付先の法人もあり、返済が安定しないことが影響し当社の資金計画が定まらない側面があります。

特に、当社の関係先ではない一部の小規模の法人は、金融機関からの与信が低く借換えも難しいことから、当初予定の返済計画が変更となり期日までの返済が一時的に滞ってしまうケースがあります。

当社としましては、融資先の資金ニーズに応えることが金融機関としても責務とらえておりますが、一方で当社の財務状況に影響があっては本末転倒であるため、自社の財務の安定性も含めて両立できる融資を行っていくことを前提として営業貸付を実施するよう融資方針を一部見直しました。その点、大口かつ当社と関係値が構築できている取引先等に限定した営業貸付であれば、与信も相対的に高く、事業計画に基づいた政策的な企業活動が行われていることを前提に融資が可能であると見込んでおります。過去の例としては、当社も地域密着型のゼネコンへの貸付を行っており、事業の性質上、貸付当初に想定される資金の規模は大きくと期間が中長期となっておりますが、資金の回収は進んでおります。

また、当社が約一年にわたり美容脱毛サロン事業を営んできた経験値から事業の繁忙期、閑散期を理解できていることから、大手の美容脱毛サロンへの計画的な貸付も想定しております。

本業の金融において「事業の成長性を長期的に支援する」を融資の方針のもと、大口の融資を行うことを想定し、融資が可能な資金余力を備える体制を整えるため、本第三者割当による調達資金のうち870百万円を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当していくことで、財務体質の健全化及び資本増強に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関であるTFAに依頼しました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価（2023年12月11日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート0.067%（評価基準日における中期国債レート）、割引率0.00%、ボラティリティ（66.19%）、権利行使期間2年、配当率0.00%、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり92.30円と算定いたしました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）とTFAの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の払込金額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見表明がありました。

②第12回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるTFAに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2023年12月11日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート0.067%）、ボラティリティ（66.19%）、クレジット・コスト（22.86%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（480,000株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2023年12月29日から2025年12月26日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を93円（1株当たり0.93円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先

は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（480,000株））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の93円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である53.29円から4.29%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である54.56円から6.52%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である65.73円から22.41%のディスカウントとなっております。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当初行使価額は当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年12月11日）の当社普通株式の普通取引の終値である51円と同額とし、本新株予約権の割当日以降、行使価額は到来する毎週金曜日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の91%に修正されるものとしたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、TFAは、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

③第13回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるTFAに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2023年12月11日の終値）、本新株予約権の行使価額（46円 ※当社の株価（2023年12月11日の終値から10%ディスカウントした価額））、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート0.067%）、ボラティリティ（66.19%）、クレジット・コスト（22.86%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（480,000株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2023年12月29日から2025年12月26日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を73円（1株当たり0.73円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（480,000株））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の73円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日である 51 円から 9.80%のディスカウント、取締役会決議日の直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 53.29 円から 13.67%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 カ月間の終値平均である 54.56 円から 15.69%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 65.73 円から 30.01%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、TF Aは、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における潜在株式数 20,588,235 株（議決権数 205,882 個）と本新株予約権が全て行使された場合における潜在株式数 39,194,400 株（議決権数 391,944 個）をあわせた潜在株式数の合計は 59,782,635 株（議決権数 597,826 個）であり、2023 年 9 月 30 日現在における当社の発行済株式総数 55,906,700 株（議決権数 556,017 個）を分母とする希薄化率は 106.93%（議決権数に係る希薄化率は 107.51%）であります。

また、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における潜在株式数 40,384,615 株（議決権数 403,846 個）と本新株予約権が全て行使された場合における潜在株式数 39,194,400 株（議決権数 391,944 個）をあわせた潜在株式数の合計は 79,579,015 株（議決権数 795,790 個）であり、2023 年 9 月 30 日現在における当社の発行済株式総数 55,906,700 株（議決権数 556,017 個）を分母とする希薄化率は 142.34%（議決権数に係る希薄化率は 143.12%）であります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」の資金用途に充てることにより、当社の事業基盤のさらなる強化・拡大につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は 79,579,015 株となりますが、当社過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 910,230 株であり、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 2 年間（年間取引日数：245 日／年営業日で計算）で、1 日当たりの売却数量は 162,406 株（過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高の 17.84%）となることから、当社株式は、本資金調達の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要（2023 年 12 月 12 日時点）

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

①	名 称	Seacastle Singapore Pte.Ltd
---	-----	-----------------------------

②	所在地	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square, Singapore 409051	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 Tang Koon Heng	
④	事業内容	海運管理業務及びファイナンス	
⑤	資本金	50,000 シンガポールドル	
⑥	設立年月日	2006年11月9日	
⑦	発行済株式数	1,000,000株	
⑧	決算期	12月	
⑨	従業員数	5名	
⑩	主要取引先	一般法人	
⑪	主要取引銀行	DBS銀行、OCBC銀行	
⑫	大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%	
⑬	当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	当社へ50百万円の貸付を行っております。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

②山内 規之

①	名称	山内 規之	
②	所在地	東京都世田谷区	
③	当社との関係等	資本関係	当社の関連会社であるT・N・H株式会社の筆頭株主（持分割合：40.0%）であり、当社株式990,000株（持株比率1.89%）を有しています。（2023年9月30日時点）また2022年8月3日付「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」において開示のとおり、第10回新株予約権101,694個の割当先です。
		人的関係	当社が40.0%の出資を行うT・N・H株式会社の取締役就任しております。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③景祥針織有限公司

①	名 称	景祥針織有限公司
②	所 在 地	Flat G, 17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre, 162-170 Tai Lin Pai Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong
③	代表者の役職・氏名	Director 盧文澤 (Lu Wen Ze)
④	事 業 内 容	ニット製品の取引及びマスク製造
⑤	資 本 金	10,000 香港ドル
⑥	設 立 年 月 日	2009年8月27日
⑦	発 行 済 株 式 数	10,000 株
⑧	決 算 期	3月末
⑨	従 業 員 数	100名
⑩	主 要 取 引 先	-
⑪	主 要 取 引 銀 行	香港上海滙豐銀行
⑫	大株主及び持株比率	盧文澤 (Lu Wen Ze) 100.0%
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	同社は2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権及び、2022年8月19日付で発行した新株式及び第10回新株予約権の引受先ですが、現在保有する株式はありません。
	人 的 関 係	同社の施景祥氏は、2023年6月28日に開催の当社株主総会における役員改選議案につき、当社取締役役に再任されております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 割当先を選定した理由

本資金調達に際し、当社は割当先と個別に協議を行っており、割当先はそれぞれ独立した投資判断に基づき本資金調達への参加を決定しております。なお、それぞれの割当先と他の割当先の間には資本関係、人的関係、取引関係を含み一切の関係はなく、相互に関連当事者には該当しない旨を各社及び各人より口頭にて確認しております。

① Seacastle Singapore Pte. Ltd

Seacastle は、海運業およびファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。

これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、株式会社 Day one partners 代表取締役の伊東快氏から当社代表取締役の片田朋希が Seacastle の紹介を受けております。

2023年6月頃に当社の財務状況から増資の検討を始めるにあたり、当社代表取締役の片田氏が伊東氏に対して割当先を探している旨を相談したところ、伊東氏から Seacastle の Director である Tang Koon Heng 氏が興味をもっていることをヒアリングし、Tang 氏が国外におられることから ZOOM によるミーティングのセッティングを受けました。

Seacastle は、過去に上場企業の割当先となった経験もあり、Tang 氏は日本国内法人への投資に引き続き興味をもっており、日本の上場企業への投資を検討していたことから、当社の事業についてもメタバース事業の取り組みなどを含め関心があるとのことでした。その後、Tang 氏に対して、当社代表取締役の片田より当社の今後の経営方針、資金ニーズ及び本新株予約権付社債及び新株予約権のスキームと美容脱毛サロン事業の現状などを踏まえて2023年7月中旬に説明したところ、2023年7月下旬に賛同を得て、本第三者割当の引受に応じていただきました。

今回発行を予定している新株予約権付社債及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社のニーズと取引手法が合致すると判断され、本第三者割当の引受に応じていただきました。

②山内 規之

山内氏は、2022年8月3日付「「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」の適時開示において開示のとおり、第10回新株予約権の割当先であります。また、2022年2月に当社関連会社T・N・H株式会社（所在地：東京都港区赤坂1丁目1番17-501号、代表者：藤岡 秀和）の取締役役に就任しており、当社と同様に同社の筆頭株主として40%の株式を保有しております。2023年9月下旬頃に当社の財務状況から新たな増資の検討をしている旨を当社代表取締役の片田朋希より山内氏に相談したところ、前向きに検討すると回答がありました。

その後山内氏に対して、当社代表取締役の片田朋希より改めて当社の今後の経営方針、資金ニーズ及び本新株予約権付社債のスキームと美容脱毛サロン事業の現状などを踏まえて2023年10月下旬に説明したところ、2023年11月下旬に賛同を得て、本第三者割当の引受に応じていただきました。

今回発行を予定している新株予約権付社債の転換により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社の経営に参加する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社のニーズと取引手法が合致すると判断され、本第三者割当の引受に応じていただきました。

また、山内氏を調査する中で、山内氏に対するネガティブな風評が散見された事から、事件化となっていないものの事実関係を確認したところ、事実無根であると確認をしております。当社の見解としましては、風評が散見された事に関して山内氏がその当時に警察の取り調べを受けた上で、全く罪に問われていない事もあり、特に問題が無いと判断したという客観的な事実を重視しております。また、山内氏からヒアリングした一連の話にも合理性があると判断していることから割当予定先として適格性があると判断しております。

③景祥針織有限公司

景祥針織は、ニット製品およびマスクの製造販売を行う香港に所在する法人です。

同社は2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権及び2022年8月19日付で発行した新株式及び第10回新株予約権の引受先の一つであり、引受及び払込実績があります。2023年7月中旬に先方の当時Directorであった施景祥（Shih King Cheung）及び通訳であるLaion Shing氏に対し、改めて当社代表の片田より当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、2023年8月上旬に賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。今回発行を予定している新株予約権付社債の転換により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることまた過去の第三者割当において引受及び払込実績及び既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断し、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。また、施景祥氏より、現在のDirectorである盧文澤（Lu Wen Ze）氏にも本件について共有がされており承諾も含めて賛同いただいております。当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社のニーズと取引手法が合致すると判断され、本第三者割当の引受に応じていただきました。

(3) 割当先の保有方針

①新株予約権付社債

本新株予約権付社債の割当予定先である景祥針織は、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

本新株予約権付社債の割当予定先である Seacastle についても同様に、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

同様に、本新株予約権付社債の割当予定先である山内氏についても同様に、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

②新株予約権

本新株予約権の割当予定先である、Seacastle は、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社新株予約権つきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社と景祥針織、Seacastle 及び山内氏は、本新株予約権付社債について下記の内容を含む本新株予約権付社債割当契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項ないし第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の発行の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の行使(以下「CB 制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、CB 制限超過行使に該当する本新株予約権付社債の転換を行わないことに同意し、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権付社債の転換が CB 制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で CB 制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、当社と割当予定先は、第 12 回新株予約権について下記の内容を含む新株予約権割当契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項ないし第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「新株予約権制限超過行使」といいます。)を行わせないこと

イ. 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、新株予約権制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が新株予約権制限超過行使に該

当しないかについて確認を行うこと。

ウ、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で新株予約権制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。さらに、本新株予約権付社債割当契約及び新株予約権割当契約において、割当予定先による本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(1) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2023年11月30日付）を取得し、また割当予定先の資産運用会社でもあるSeacastle Asset Management Pte.Ltd.（所在地：60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square, Singapore 409051, Managing Partner：Tang Koon Heng）が運用を行うファンドにおいて400百万円を超えるファンド資金残高（2023年11月27日時点）をシンガポール金融庁に提出しているファンドの預かり残高資料で確認しており、割当予定先としての運用資金が合計550百万円を超える残高を現時点で保有しており、本新株予約権付社債の払込金額及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。なお、割当予定先及びSeacastle Asset Managementにおける運用資金は流動性が高く、本新株予約権付社債の払込に際して、また本新株予約権の行使にあたっては即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーであるTang氏より伺っております。またTang氏においては、Seacastle Asset Management Pte.Ltd.のマネージングパートナーとして割当予定先及びファンドの資金運用における全権限者でもあり、本新株予約権付社債の払込時点で必要十分な資金は運用資金を預かる先である割当予定先の口座にその資金を移動する旨においてもTang氏よりファンドとしての投資総意であるとの確認をしており、Tang氏より本新株予約権付社債の払込までに資金を充当する旨の確約書も取得しております。本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をTang氏より当社の取締役である当社代表取締役である片田朋希が口頭にて確認しております。

②山内 規之

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し及び証券口座の写し（2023年11月29日付）を取得し、本新株予約権付社債の払込金額を上回る金額が確保されていることを確認しております。資金の出所については自己の運用資金など全額自己資金であることを口頭で確認しております。

③景祥針織有限公司

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2023年11月10日付）を取得し、本新株予約権付社債の払込金額を上回る金額が確保されていることを確認しております。

以上のことから、各割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

(2) 割当先の実態

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、割当予定先であるシンガポール法人、(以下、「割当予定先等」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)(以下、「セキュリティ&リサーチ社」といいます。)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

②山内規之

当社は割当予定先である山内規之氏及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関であるセキュリティ&リサーチ社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

③景祥針織有限公司

割当予定先である景祥針織有限公司及び同社の役員、主要株主及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年9月30日時点)	
合同会社 CP1 号匿名組合口	4.96%
株式会社 DMM.com 証券	3.95%
山内 規之	2.49%
合同会社 Happy horse	2.38%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED (常任代理人 フィリップ証券株式会社)	2.38%
野村証券株式会社	1.63%
長尾 康裕	1.58%
久米 慶	1.52%
TB1 株式会社	1.17%
濱野 晃浩	1.00%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年9月30日時点の株主名簿を基準としております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 20,588,235 株及び 39,194,400 株の合計 59,782,635 株となり、2023年9月30日現在の発行済株式総数 55,906,700 株（議決権数 556,017 個）に対して、合計 106.93%（議決権比率 107.51%）の希薄化が生じます。

今回の第三者割当による希薄化率が 25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、前記「2. 募集の目的及び理由(2)他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社が本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 20,588,235 株及び 39,194,400 株の合計 59,782,635 株となり、2023年9月30日現在の発行済株式総数 55,906,700 株（議決権数 556,017 個）に対して、合計 106.93%（議決権比率 107.51%）の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途(2)手取金の用途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総

会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である高橋健一氏（高橋健一法律事務所 東京都中央区銀座八丁目10番5号、代表弁護士：高橋 健一）、宍田拓也氏（当社社外監査役）、豊崎修氏（当社社外監査役）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2023年12月12日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(i) 意見

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

(ii) 意見に至る理由

1 資金調達の必要性

(1) 本第三者割当の目的

当社グループは、当社、連結子会社12社、持分法適用会社4社の計16社で構成されており、金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、運送事業の5事業の調和のとれた拡大を目指している。

しかしながら、当社グループにおいては、2023年3月期連結会計期間末の業績は売上高2,353,302千円（前年同期比96.6%増）となり、経常損失2,068,191千円（前年同期は721,491千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失2,254,363千円（前年同期は1,160,201千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となっている。さらに2024年3月期第1四半期連結会計期間末における現金及び預金残高は568,732千円となり、2023年3月期連結会計期間末と比べ319,383千円減少、また、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における純資産合計は567,412千円となり、2023年3月期連結会計期間末と比べ746,281千円減少している。その結果、自己資本比率は9.3%（前連結会計年度末は21.8%）となっている。

貴社においては、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しており、貴社グループにおける重要課題は、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化にあるというべきである。他方で、前連結会計年度に実施した第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行による資金調達についてその行使が想定通りに進んでおらず、また、既存事業による収益によって貴社の経営を安定化させることができず、財務体質及び資金繰りに不安定な状況が継続している状況にある。

このような状況下において、貴社グループが、資金調達を行うことなく、既存事業や新規事業を推進し、継続的に利益を獲得できる体制を構築することは極めて困難であるといえる。

小括

したがって、貴社は、既存事業のみによって収益基盤の安定化や財務状態の健全化を図ることは困難であると考えられ、持続的な経営の早期安定化のために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

よって、当委員会として検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社によって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性がある。なお、本新株予約権付社債による資金調達も、一時的には全額負債として計上されるものの、新株予約権付社債による資金調達手法は、新株予約権が行使された限度で資本性の資金となることから、その限度で財務健全性への影響の軽減が期待できる。

また、そもそも、現状の貴社の財務内

容では金融機関等からの間接金融によって、貴社の資金需要に応じた資金調達を実施することは困難であると考えられる。

次に、エクイティ・ファイナンス手法での資金調達に関しては、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行によることが考えられる。この方法によれば、一度に新株式を発行して必要となる資金調達を完了させることができる。しかし一方で、一般投資家の参加率が不透明であるほか、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権付社債または新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性がある。

株主割当増資の方法も考えられるが、この場合も、既存株主の参加率が不透明であるといえる。

そうとすると、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行の方法では、貴社が希望し、かつ必要性の認められる、早急、確実かつ機動的な、そして十分な資金が調達できる見込みは高くないといえる。

無償新株予約権無償割当による増資（いわゆるライツ・オファリング）も考えられるが、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想される。また、金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資の方法と同様、調達額が割当先である既存株主または市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であると考えられる。

したがって、ライツ・オファリングによる調達は、今般貴社が行う資金調達手法として適当でないと思料される。

以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当によることの相当性が認められる。

(2) 増資金額の妥当性（資金使途の合理性）

① 運転資金について

貴社の説明によれば、本新株予約権付社債の発行により調達する資金のうち、300万円については、運転資金に充当するとのことである。

貴社グループは、2022年10月から、経営投融资事業の一環として美容脱毛サロン事業を展開しているが、同事業の収益構造の性質や、同事業の展開開始時期などの理由から、現状として、店舗スタッフの人員確保に伴う費用、賃料等の店舗運営費及び運転資金の負担が先行しているという問題がある。そのため、貴社グループは、2024年3月期第1四半期連結会計期間において、747百万円の経常損失を計上しており、依然として赤字収支を継続している状況にある。

2023年9月～2024年3月までの資金繰りにおいても相当程度の赤字が見込まれ、貴社グループの運転資金の補填として、2023年12月から2024年3月までの運転資金の補填として、300百万円を充当することは合理的であると認められる。

② 貴社における借入金返済資金について

本新株予約権付社債の発行により調達する資金のうち750百万円、及び本新株予約権の発行により調達する資金のうち550百万円の合計1300百万円については、貴社における借入金の返済に充当する予定とのことである。

上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業による収益によって貴社の経営を安定化させることはできていない状況にある。

貴社の資金繰りを考慮すると、借入金の返済も困難であることが相当程度予想される。

また、貴社の説明によれば、借入金の返済について、リスケジュールの交渉も困難であるとのことであり、そうとすると、貴社が本第三者割当によって調達した資金のうち1,300百万円を借入金の返済に充当することは妥当であると認められる。

③ 貴社子会社における借入金返済資金について

貴社子会社であるアトリエブックアンドベッド株式会社（所在地：東京都港区南青山二丁目2番15号代表取締役：根岸 宏之）についても、返済期限が到来する借入金がある一方で、同社のキャッシュ・フローからの返済は困難であると予想される。

したがって、本新株予約権の発行により調達した資金のうち、350 百万円を借入金の返済に充当することには合理性が認められる。

④弁護士保険事業の実施のための準備資金について

貴社グループは、社会や人の生活に必要な不可欠な「金融」に関わる様々なニーズに応えるため、証券・銀行・保険を中心に高いシナジーを発揮する商品やサービスを幅広く提供しているとのことである。

そして、貴社グループは今後、保険商品へ注力すべく、2023 年 7 月 31 日及び 2023 年 8 月 30 日付で少額短期保険業を運営するブレイブ少額短期保険株式会社（東京都中央区日本橋小舟町 9-18、代表取締役：梅溪 映）の株式の一部（14.29%）取得している。同社は、法的トラブルの発生後に加入する保険であって、被保険者に発生した法的トラブルを対象として、被保険者が弁護士に委任し権利保護の取組みを行ったものの、権利保護の一部または全部が図られず、金銭の面から見たときに、支出した権利保護費用が無駄払いとなる事実が発生した場合に、その無駄払いを被保険者が被った損害として補償する保険を提供しており、貴社は、共同事業として、同社の保険商品の販売を行う予定でいる。

この保険提供は当社による被保険者に対する弁護士費用等の初期費用の融資・立替を組み合わせたサービスともなるため、訴訟にかかる弁護士初期費用 1 件あたり 50～100 万円程度が最も多いレンジと想定しており、今後の融資契約数も勘案して本融資に係る資金の確保として本第三者割当による調達資金のうち 100 百万円を充当することには合理性が認められる。

⑤大口顧客に対する営業貸付資金について

貴社は、祖業として金融サービス事業を提供しており、様々な資金ニーズに応えるべく営業活動を行っているものである。

貴社が行っている金融サービス事業に関し、小規模～中規模法人を対象とした 1,000 万円～1 億円規模の融資に関しては、その一部について、当初予定していた返済期日から延長を要望されるなど、返済が安定しない側面が見られる。

他方、大口かつ関係値が構築できている取引先等に限定した営業貸付に限定した場合には、与信も相対的に高く、事業計画に基づいて政策的な資金の融資を実施可能と見込まれるといえる。

したがって、貴社の行う金融サービス事業において、「事業の成長性を長期的な支援」を融資の方針とし、具体的な要望があれば大口の融資を行うことを想定し、融資が可能な資金余力を備える体制を整えるために、本新株予約権の行使により調達した資金のうち 870 百万円を充当することは妥当であると考えられる。

小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

(3) 割当予定先の相当性

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先である Seacastle Singapore Pte.Ltd（所在地：60 Paya Lebar Road #11-37, Paya Lebar Square Singapore 409051、代表者：Tang Koon Heng。以下「Seacastle 社」という。）は、2022 年 12 月頃に株式会社 Day one partners 代表取締役の伊東快氏（以下「伊東氏」という。）から貴社代表取締役の片田朋希氏（以下「片田氏」という。）が紹介を受けたとのことである。

Seacastle 社は、これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、また日本国内法人への投資に引き続き興味をもっており日本の上場企業への投資を検討していたとのことである。

そして、貴社が今回の増資について検討を始めるにあたり、片田氏が伊東氏に対して割当先を探している旨を相談したところ、Seacastle 社の代表者である Tang Koon Heng 氏とのミーティングのセッティングを受け。その後、片田氏が貴社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権付社債及び本新株予約権のスキームを 2023 年 7 月中旬に説明したところ、2023 年 7 月下旬に賛同を得て、本第三者割当の引受けの承諾を得たとのことである。

上記のような、割当先の選定理由に不自然なところは見当たらない。

また、Seacastle 社による本第三者割当の引受けについては、同社は純投資を目的としているとのことであるから、貴社の経営に参加し、また貴社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるといえ、Seacastle 社を割当予定先することが不合理であると認められない。

割当予定先である Seacastle 社が反社会的勢力等に該当するかに関して、貴社は、独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次。以下「セキュリティー&リサーチ」という。）による調査を依頼している。

その調査結果において、Seacastle 社及びその関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けている。また、貴社は、Seacastle 社が反社会勢力等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。そうとすれば、Seacastle 社が割当予定先として不相当であるとは認められない。

以上から、Seacastle 社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

本新株予約権社債の割当先である景祥針織有限公司（所在地：Flat G, 17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre, 162-170 Tai Lin Pai Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong. 代表者：施景祥。以下「景祥針織社」という。）は、既に貴社の募集株式及募集新株予約権を引き受けた実績がある（2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権、及び2022年8月19日付で発行した新株式及び第10回新株予約権）。

そして、貴社において2023年7月中旬に片田氏が代表者の施景祥氏に対して貴社の経営方針及び資金ニーズ、また本新株予約権のスキームを説明した上で、同年8月上旬に賛同を得られたとのことである。

上記のような、割当先の選定理由に不自然なところは見当たらない。

また、景祥針織社が反社会的勢力等に該当するかに関して、貴社は、独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次。以下「セキュリティー&リサーチ」という。）による調査を依頼している。その結果、景祥針織社の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けているものである。そうとすれば、景祥針織社が割当予定先として不相当であるとも認められない。以上から、景祥針織社は本新株予約権の割当予定先として相当であると認められる。

次に、山内規之氏については、既に貴社の新株予約権 101,694 個を割り当てられた引き受けた実績がある（2023年8月3日付「第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」）。

そして、貴社において2023年9月下旬に新たな増資を検討している旨を山内氏にたいして相談をしたところ、興味があるとの回答

を受け、その後今後の経営方針や資金ニーズ、増資のスキーム等の説明を行い、引受けの承諾を得たとのことである。

これらの選定理由に不自然なところは見当たらない。

また、山内氏による本新株予約権社債の引受けについて、同社は純投資を目的としているとのことであるから、貴社の経営に参加し、また貴社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるといえ、山内氏を割当予定先することが不合理であるとは認められない。

したがって、山内氏は、本新株予約権社債の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 発行条件の相当性

本新株式の払込金額について

貴社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表者：能勢元、住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号）（以下「TFA社」といいます。）に依頼している。

TFA社は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、貴社の株価（2023年12月11日の終値）、貴社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート0.067%（評価基準日における中期国債レート）、割引率0.00%、ボラティリティ（66.19%）、権利行使期間2年、配当率0.00%、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約

権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 92.30 円と算定した。

本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより貴社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円につき 100 円）と TFA 社の算定した公正価値とを比較すると、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行は特に有利な条件に該当しないしないものと考えられる。

そうとすれば、本新株予約権付社債の発行については、有利発行には該当せず、相当なもの認められる。

本新株予約権の発行価額について

第 12 回新株予約権の発行における発行価額について、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である TFA 社に依頼したところ、TFA 社は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価（2023 年 12 月 11 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.067%）、ボラティリティ（66.19%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（480,000 株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2023 年 12 月 29 日から 2025 年 12 月 26 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第 12 回本新株予約権 1 個の払込金額を 93 円（1 株当たり 0.93 円）と算定した。

また、割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（480,000 株））を目途に直ちに権利行使を実施することが想定されている。

そして、貴社は、TFA 社が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第 12 回本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 93 円としたものであり、発行価額は相当であるといえる。

なお、第 12 回本新株予約権の行使価額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの 1 か月間の終値平均である 53.29 円から 4.29%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 か月間の終値平均である 54.56 円から 6.52%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 65.73 円から 22.41%のディスカウントとなっているがこの点についても不合理な点は認められない。

次に、第 13 回新株予約権の発行における発行価額について、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である TFA 社に依頼したところ、TFA 社は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価（2023 年 12 月 11 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.067%）、ボラティリティ

（66.19%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（480,000 株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2023 年 12 月 29 日から 2025 年 12 月 26 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 73 円（1 株当たり 0.73 円）と算定した。

また、割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（480,000 株））を目途に直ちに権利行使を実施することが想定されている。

そして、貴社は、TFA 社が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 73 円としたものであり、発行価額は相当であるといえる。

なお、本第 13 回新株予約権の行使価額は、直前取引日の終値である 51 円から 9.80%の

ディスカウント、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均である53.29円から13.67%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である54.56円から15.69%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である65.73円から30.01%のディスカウントとなっているがこの点についても不合理な点は認められない。以上の諸事情を考慮すると、割当予定先との協議により、かかる金額を本新株予約権の行使価額とすることを合意したことは、許容され得るものと考えられる。

(5) 払込みの確実性

ア 本新株予約権社債の引受けに係る払込みについて、割当予定先である景祥針織社の銀行口座の写し(2023年11月10日付)を取得し、本新株予約権付社債の払込金額を上回る金額が確保されていることが確認されている。

イ 山内氏については、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2023年11月29日付)を取得し、本新株予約権付社債の払込金額を上回る金額が確保されていることが確認されている。また、その資金の出所については自己の運用資金など全額自己資金であることが口頭で確認されている。

ウ 次に、Seacastle社について、同社を名義とする銀行口座の写し(2023年11月30日付)及び及び400百万円を超えるファンド資金残高(2023年11月27日時点)をシンガポール金融庁に提出しているファンドの預かり残高資料において、本新株予約権付社債の払込金額(発行価額)及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていること、また上記各割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることが確認されているものである。

他方、本新株予約権の行使資金については、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有していない。この点については、片田氏がTang氏に対し、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を受けており、当該方針に不自然な点は認められない。

小括

したがって、割当予定先である景祥針織社、山内氏、Seacastle社から提出された資料により、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることが確認されているものであり、資金調達の確実性があり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないものと思料される。

(6) 既存株主への影響

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における潜在株式数20,588,235株(議決権数205,882個)と本新株予約権が全て行使された場合における潜在株式数39,194,400株(議決権数391,944個)をあわせた潜在株式数の合計は59,782,635株(議決権数597,826個)であり、2023年9月30日現在における当社の発行済株式総数55,906,700株(議決権数556,017個)を分母とする希薄化率は106.93%(議決権数に係る希薄化率は107.51%)となる。

また、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における潜在株式数40,384,615株(議決権数403,846個)と本新株予約権が全て行使された場合における潜在株式数39,194,400株(議決権数391,944個)をあわせた潜在株式数の合計は79,579,015株(議決権数795,790個)であり、2023年9月30日現在における当社の発行済株式総数55,906,700株(議決権数556,017個)を分母とする希薄化率は142.34%(議決権数に係る希薄化率は143.12%)となる。

このように、株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。しかしながら、本第三者割当は、いずれも特に有利ではない条件で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではなく、また、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充てることにより、貴社の事業基盤のさらなる強化・拡大、ひいては貴社企業価値の向上に資するものといえる。

そうとすれば、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても、既存株主にも十分な利益を

もたらしることができる可能性があることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模が不合理なものであるとはいえない。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、相当であると認められる。

結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	2,652百万円	1,196百万円	2,353百万円
営業利益	△1,464百万円	△699百万円	△1,927百万円
経常利益	△1,347百万円	△721百万円	△2,068百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△1,693百万円	△1,160百万円	△2,254百万円
1株当たり当期純利益(円)	△127.93円	△58.66円	△63.37円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	3.05円	15.4円	23.68円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	55,906,700株	100.0%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在 株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株 式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	90円	150円	117円
高値	308円	230円	164円
安値	75円	82円	102円
終値	151円	117円	110円

② 最近6か月間の状況

	2023年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月※
始値	78円	81円	77円	68円	63円	36円	60円
高値	84円	90円	78円	74円	64円	78	60円
安値	75円	76円	74円	62円	37円	35	45円
終値	80円	77円	75円	63円	37円	60	51円

※2023年12月の株価については、2023年12月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年12月11日
始値	53円
高値	53円
安値	49円
終値	51円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンス状況

① 2022年8月3日開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年7月1日
調達資金の額	200,010,000円
発行価額	1株につき118円

募集時における発行済株式数	1,695,000株
当該募集における発行済株式数	27,216,700株
募集後における発行済株式数	28,911,700株
割当先	景祥針織有限公司 1,695,000株
当初の資金使途	運転資金：200百万円
支出予定時期	2022年8月～2023年1月
現時点における充当状況	運転資金：150百万円 営業貸付金資金：50百万円

第三者割当による新株式の発行による当初の資金使途は、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	200	2022年8月～2023年1月
計	200	2022年8月～2023年1月

2022年10月5日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、運転資金から当社における借入金返済に使途を変更しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	150	2022年8月～2023年1月
③当社における借入金返済資金	50	2022年8月～2024年7月
計	200	2022年8月～2023年1月

②第三者割当による第10回新株予約権の発行

割当日	2022年8月19日
発行新株予約権数	322,034個(新株予約権1個につき100株)
発行価額	新株予約権1個あたり181円(総額58,288,154円)
発行時における調達予定資金の額	3,858,289,354円(差引手取額概算額 3,795,752,374円) (内訳) 新株予約権発行分 58,288,154円 新株予約権行使分 3,800,001,200円
割当先	景祥針織有限公司 33,900個 山内規之 101,694個 株式会社DAN 42,373個 プリベントメディカル株式会社 144,067個
募集時における発行済株式数	27,216,700株
当該募集による潜在株式数	32,203,400株
現時点における行使状況	227,103個の新株予約権の行使が行われております。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	2,721,897,656円
発行時における当初の資金使途	①アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済：400百万円 ②当社における借入金返済資金：375百万円 ③M&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金 ：1,520百万円 ④販売用不動産仕入資金：600百万円 ⑤債権買取スキーム投資資金：800百万円 ⑥子会社GFIFOODS株式会社への事業投資資金：100百万円
発行時における支出予定時期	①2022年8月～2023年12月 ②2022年8月～2023年5月 ③2022年8月～2024年7月

	④2022年8月～2024年7月 ⑤2022年8月～2024年7月 ⑥2022年8月～2024年7月
現時点における資金の充当状況	①運転資金：473百万円 ②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済：0百万円 ② 当社における借入金返済資金：310百万円 ④M&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金：1,262百万円 ⑤販売用不動産仕入資金：321百万円 ⑥債権買取スキーム投資資金：140百万円 ⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金：62百万円 ⑧営業貸付金資金：150百万円

第三者割当による第10回新株予約権の発行当初の使途としては以下のとおりであります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400	2022年8月～2023年12月
③当社における借入金返済資金	<u>375</u>	2022年8月～2023年5月
④M&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金	<u>1,520</u>	2022年8月～2024年7月
⑤販売用不動産仕入資金	600	2022年8月～2024年7月
⑥債権買取スキーム投資資金	800	2022年8月～2024年7月
⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金	100	2022年8月～2024年7月
計	3,795	

2022年9月26日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、M&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金と記載を修正し、その一部使途金額を当社における借入金返済資金の使途金額へ振替をいたしました。

<新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400	2022年8月～2023年12月
③当社における借入金返済資金	<u>485</u>	2022年8月～2023年5月
④M&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金	<u>1,410</u>	2022年8月～2024年7月
⑤販売用不動産仕入資金	600	2022年8月～2024年7月
⑥債権買取スキーム投資資金	800	2022年8月～2024年7月
⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金	100	2022年8月～2024年7月
計	3,795	

2022年10月5日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、債権買取スキーム投資資金から運転資金及び当社における借入金返済に使途を変更しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①運転資金	<u>50</u>	<u>2022年8月～2023年1月</u>
②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400	2022年8月～2023年12月
③当社における借入金返済資金	<u>525</u>	2022年8月～2023年5月
④M&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金	1,410	2022年8月～2024年7月
⑤販売用不動産仕入資金	600	2022年8月～2024年7月

⑥債権買取スキーム投資資金	710	2022年8月～2024年7月
⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金	100	2022年8月～2024年7月
計	3,795	

2022年12月22日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2022年10月1日付で事業譲受した脱毛事業において人件費、賃料などのコスト負担から手許資金の強化を行ったこと、コロナ融資の返済開始が迫っていることから、営業貸付金の使途を追加するなど使途の変更をいたしました。

<新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①運転資金	350	2022年8月～2023年7月
②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400	2022年8月～2023年12月
③当社における借入金返済資金	525	2022年8月～2023年5月
④M&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金	1,410	2022年8月～2024年7月
⑤販売用不動産仕入資金	600	2022年8月～2024年7月
⑥債権買取スキーム投資資金	360	2022年8月～2024年7月
⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金	100	2022年8月～2024年7月
⑧営業貸付金資金	50	2022年12月
計	3,795	

2023年2月28日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2023年2月13日付開示「営業外収益、営業外費用及び特別損失の計上と通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において通期業績予想の修正を行うなど、脱毛事業運営コストを補填するため、債権買取スキーム投資資金から運転資金及び営業貸付金に配分する形で使途の変更をいたしました。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①運転資金	550	2022年8月～2023年7月
②アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400	2022年8月～2023年12月
③当社における借入金返済資金	525	2022年8月～2023年5月
④M&Aにおける取得資金及び当該取得初期における運転資金	1,410	2022年8月～2024年7月
⑤販売用不動産仕入資金	520	2022年8月～2024年7月
⑥債権買取スキーム投資資金	140	2022年8月～2024年7月
⑦子会社 GFAFOODS 株式会社への事業投資資金	100	2022年8月～2024年7月
⑧営業貸付金資金	150	2022年12月～2023年3月
計	3,795	

③2023年8月14日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年8月31日	
調達資金の額	99,994,000円	
発行価額	1株につき68円	
募集時における発行済株式数	1,470,500株	
当該募集における発行済株式数	52,668,800株	
募集後における発行済株式数	54,139,300株	
割当先	合同会社 Happy horse	1,470,500株
当初の資金使途	借入金返済資金：99百万円	

支出予定時期	2023年9月
現時点における充当状況	借入金返済資金：99百万円

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

(別紙)

G F A株式会社

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

1. 社債の名称

G F A株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金1,050,000,000円

3. 各社債の金額

金50,000,000円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第20項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本社債権者が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 本社債の振込金額

各本社債の額面100円につき金100円

6. 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

7. 申込期間

2023年12月28日

8. 本社債の振込期日

2023年12月28日

9. 本新株予約権の割当日

2023年12月28日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下のとおり割当て

景祥針織有限公司 500,000,000円（額面50,000,000円の本社債10個）

Seacastle Singapore Pte Ltd. 300,000,000円（額面50,000,000円の本社債6個）

山内規之 250,000,000円（額面50,000,000円の本社債5個）

11. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

13. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元本は、2025 年 12 月 26 日にその総額を償還する。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の金額 50,000,000 円当たり 1 個とし、合計 21 個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本転換社債新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、同時に行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。また、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されま

す。

②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金51円とする。但し、転換価額は本号③及び④に定める修正及び本号⑤乃至⑦に定める調整を受ける。

③本新株予約権付社債の当初行使価額は、2023年12月12日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）と同額とし、本号④を条件に、転換価額は、各修正日（本号①定義される。）の修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に91%を乗じた額（1円未満の端数を切り上げた価額）に修正される。

④転換価額は26円（但し、本号ホ乃至ヌによる調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とする。

⑤当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号⑥に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{交付株式} \\ \text{数} \end{array} \times \frac{\text{1株当たりの払} \\ \text{込価額}}{\quad}$$

$$\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} = \frac{\text{既発行 普通 株式 数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数+交付株式数}}}{\text{既発行株式数+交付株式数}}$$

⑥転換価額調整式により調整を行う場合

- イ. 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合
- ロ. 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合
- ハ. 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額ともって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合
- ニ. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額ともって当社の普通株式を交付する場合
- ホ. 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合
- ヘ. 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式の計算については、小数第2位未満の端数を切り上げる。

⑦上記本号⑥の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- イ. 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ロ. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ハ. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧上記本号③及び④により転換価額の修正を行う場合、又は上記本号⑤至⑦により転換価額の調整を行うとき（下限転換価額が調整される時を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2023年12月29日から2025年12月26日(第13項に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本転換社債新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を、本項第(3)号の本転換社債新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

当社は、本転換社債新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本転換社債新株予約権者に対し、当該本転換社債新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(10) 本新株予約権の行使請求の効力発生日

本転換社債新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に発生します。

(11) 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債新株予約権の行使に際して当該本転換社債新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本転換社債新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

16. 担保提供制限

該当事項ありません。

17. 期限の利益の喪失

該当事項ありません。

18. 損害金

該当事項ありません。

19. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 財務代理人

本社債の財務代理人は三井住友信託銀行株式会社とする。財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

22. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。

(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 第22項に定める公告に関する費用

(2) 第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

(別紙)

G F A株式会社

第 12 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 G F A株式会社第 12 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 27,352,974 円
3. 申込期日 2023 年 12 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 12 月 28 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数を割り当てる。
Seacastle Singapore Pte.Ltd 294,118 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 29,411,800 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」といいます。)) は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項及び第 11 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 294,118 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 93 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下、「行使価額」という。)) は、金 51 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権の当初行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限 (一時的な取引制限も含む。)) があつた場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日 (但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする。)
 - (2) 行使価額は 26 円 (本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の 50%) (但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。)) (以下、「下限行使価額」という。)) を下回らないものとする。但

し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事

由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年12月29日から2025年12月26日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第21項に記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第22項に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく第21項記載の新株予約権の行使請求の受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（2001年13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 本郷支店

東京都文京区本郷三丁目34番3号

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を93円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、51円とした。

24. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (2) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(別紙)

G F A株式会社

第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 G F A株式会社第13回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 7,141,298 円
3. 申込期日 2023年12月28日
4. 割当日及び払込期日 2023年12月28日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。

Seacastle Singapore Pte.Ltd 97,826 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は9,782,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 97,826 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金73円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。))は、金46円とする。
 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年12月29日から2025年12月26日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、第 20 項の行使請求の受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 本郷支店
東京都文京区本郷三丁目 34 番 3 号

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 73 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、46 円とした。

23. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (2) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

以上